

# 平成 28 年度事業経過報告

## 一 制度対策に関する活動状況

### 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

#### (1) 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

「境界紛争ゼロ宣言!!」について継続的に発信していくことを意識してきた。

また、平成 28 年 8 月 18 日、「境界紛争ゼロ宣言!!」の商標登録を土地家屋調査士の徽章とともに出願した。

#### (2) 空家対策・耕作放棄農地等への対応

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、土地家屋調査士が参画、関与し、専門性を発揮するような環境を整えるべく研究所、社会事業部と連携しながら情報収集・発信を行ってきた。

また、法務省から、空家等対策において、法務省、日本司法書士会連合会とともに三者連携で多角的及びトータルの（入口から出口まで）にサポートできる取組を行いたいとの意向が示されたことを受け、対応方策を検討し、三者共同で空き家問題の自治体職員向けのリーフレット作成を行い、平成 29 年 2 月 6 日付けで各土地家屋調査士会へ周知した。

#### (3) 建物所在図作成プロジェクト

愛媛県松山市中村地区をモデル事業として試行的に実施し、その結果を法務省民事局民事第二課へ報告した。

#### (4) 筆界特定制度創設 10 周年事業対応

法務省民事局民事第二課と協力して、平成 28 年 7 月 27 日、28 日に開催された「子ども霞が関見学デー」に参加し、法務省において、スタンプラリー、測量体験、歩測体験などを実施し、同制度及び土地家屋調査士制度の P R を行った。

また、平成 28 年 10 月 1 日に開催された「法の日フェスタ」にも同課と協力して参加し、測量体験、伊能図の展示、重ね図の説明などを実施し、同制度及び土地家屋調査士制度の P R を行った。

### ※ 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600 兆円経済への道筋～」

(いわゆる骨太の方針 2016) について

平成 28 年 5 月 18 日開催の内閣府の「第 9 回経済財政諮問会議」の中で上記資料(素案)が公開され同年 6 月 2 日に正式に閣議決定がなされたが、これまでの働きかけもあり、同資料中に、(3) ストックを活用した消費・投資喚起の中で、「……地籍整備や登記所

備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等を行う。また、空き家の活用や都市開発等の円滑化のため、土地・建物の相続登記を促進する。」旨が記述された。

※2 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策と筆界特定制度について

所有者の所在の把握が困難な土地に対し、筆界特定制度の枠組みの中で対処する試行的な運用に関して、法務省と共に協議した本運用の実施要領（素案）を中心に、土地家屋調査士会や法務局からの意見を基に再度検討し、意見書様式案・期間短縮簡略化の想定案・試行までのスケジュール案等について詰めるとともに、試行庁の選定について打合せを行い、実際の案件収集に協力した。

※3 「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」

国土交通省が主催し、平成27年度に連合会から委員として出席した標記検討会について、平成28年3月に同対応方策に関する最終取りまとめが出されたが、その中で出された提言等についての今後の実施状況につき継続的に検討し、更なる推進を図ることを目的に、平成28年度においても同検討会が組成され、再び連合会からも委員として参画した。

同検討会においては、最終取りまとめのフォローアップが行われ、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」の第2版が、国土交通省ウェブサイトにおいて公表された。

※4 法定相続情報証明制度（仮称）についての打合せ

法務省・日司連・日調連の三者で「相続登記促進協議会」が立ち上がり、都度出席して意見交換を行った。

また、法定相続情報証明制度（仮称）につき、骨子案（たたき台）やパブリックコメント等法務省からの情報や閣議における法務大臣の見解等について、積極的に各土地家屋調査士会へ周知した。

## 2 土地家屋調査士制度改革の推進

### (1) 土地家屋調査士法改正対応

土地家屋調査士の制度環境の改善を趣旨として、土地家屋調査士の調査権限の強化、筆界立会いの代理権、立会要請権等について、制度対策戦略会議を機能させ、研究所（主に、研究テーマ「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」を担当する研究所員）とも連携しながら対応してきた。

当初、土地家屋調査士法第3条の改正案の方向で考え、法務省と協議を重ねていたが、最終的には、土地家屋調査士法施行規則第29条の「調査士法人の業務の範囲」の中で、筆界の立会いの代理、立会いの協力要請、登記を伴わない調査測量等の趣旨を盛り込んだ改正案として折衝してきた。

### (2) 土地家屋調査士業務拡充への対応

### (3) 業務情報公開システムの実証実験と検討

実証実験の実施等に向け協議した結果、事前説明会を以下のとおり実施した。

なお、同実証実験の助成金として各地区に 10 万円ずつ支出した。

また、会報 3 月号 (No.722) において、アンケート結果等を報告した。

(開催日順)

会名	開催日時	会場	参加人数
岩手	平成 28 年 10 月 11 日 (火) 午後 2 時 ~ 同 5 時	いわて県民情報交流センター (アイーナ)	35 名
愛媛	平成 28 年 10 月 14 日 (金) 午後 2 時 ~ 同 5 時	愛媛会会館	35 名
福岡	平成 28 年 10 月 17 日 (月) 午後 2 時 ~ 同 5 時	久留米シティプラザ	34 名
埼玉	平成 28 年 10 月 18 日 (火) 午後 5 時 ~ 同 8 時	埼玉会会館	29 名
札幌	平成 28 年 10 月 19 日 (水) 午後 2 時 ~ 同 5 時	札幌会会館	31 名
岐阜	平成 28 年 10 月 21 日 (金) 午後 2 時 ~ 同 5 時	岐阜会会館	40 名
京都	平成 28 年 10 月 24 日 (月) 午後 2 時 ~ 同 5 時	京都会会館	22 名
岡山	平成 28 年 10 月 25 日 (火) 午後 2 時 ~ 同 5 時	岡山会会館	40 名

### (4) 受託環境整備等

社会事業部と連携を図り、土地家屋調査士業務の受託環境の整備等について情報収集、打合せ等を行った。平成 28 年度はこれまで北海道における土地家屋調査士業務の分離発注についての今後の方針及び和歌山県における土地家屋調査士業務の入札において適格な取扱いがされていないと思われる事案についての対応策等を協議した。

## 3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対応

### (1) 成年後見制度への取組方策についての検討

土地家屋調査士の社会貢献と捉え、成年後見制度への関り方について、一般財団法人民事法律協会とも打合せを行い、情報収集と意見聴取を行った。

### (2) 権限委譲、規制改革、T P P 等への対応

即応できるよう情報収集に努めた。

## 4 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応として、社会事業部との情報共有を密に行い、制度全体の課題として広く捉え情報収集を行った。

## 5 土地家屋調査士制度のグランドデザイン対応

前身の「制度の将来を考える会議」等での協議結果を踏まえ、平成 28 年度は土地家屋調査

士のグランドデザインの作成に向け、「制度のグランドデザイン検討会」を組成し、グランドデザインの考え方や検討成果の有様等について協議するとともに、グランドデザインを描く前段として、「多様化する社会構造と土地家屋調査士の将来」について様々な角度から意見交換を重ね、連合会理事会や全国会長会議等においても議題に挙げ議論してきた。

## 6 制度対策戦略会議の有機的活用

主に、2(1)に記載の対応について、本会議を効果的に充ててきた。

## 7 東日本大震災の復興支援と防災体制の強化

東日本大震災への対応にとどまらず、平成28年4月14日及び16日に発生した「平成28年熊本地震」に関する対応についても、法務省民事局民事第二課及び関係各所と協議を重ねており、平成28年度は、倒壊建物の滅失調査作業及び土地の被災状況等実態調査作業が発注された。平成29年度も引き続き平成28年熊本地震を原因とした復興事業の業務発注がなされる予定であるため、同民事第二課や関係各所との連携を図っていく。

## 8 国際化への対応及び学識者との共同研究の強化

### (1) 第10回国際地籍シンポジウム

平成28年10月20日に台湾・台中において開催された「第10回国際地籍シンポジウム」に参加し、同シンポジウムにおいて6名の土地家屋調査士会員から論文発表を行った。

### (2) ベトナム司法省法整備支援研修に係る訪問対応

法務省法務総合研究所国際協力部から、法務省民事局民事第二課を經由し、ベトナム司法省が財産登録法を制定するに当たり、同国同省の職員を中心に、日本における関連団体である日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等への訪問対応について依頼を受け、平成28年9月14日、会長、担当副会長、担当研究所員を中心に応対。「日本の不動産表示登記制度の概要」について同国の研修訪問団へ講義するとともに国際的な交流を深めた。

#### 訪問団

(ベトナム) : ベトナム司法省次官、同省国家担保取引登録局長、同省法整備総務局副局長、首相府法令部専門員等 (計10名)

(日本) : 法務省法務総合研究所国際協力部教官、同省国際協力専門官、通訳2名等 (計7名)

### (3) 東京大学柴崎教授らとの打合せ

「準天頂衛星システム(QZSS)7機体制」に係る測量・地図分野における課題や基準点の維持管理等地理空間情報の一元化を視野に入れた課題と今後の有様について、一般

財団法人衛星測位利用推進センター（SPAC）・高精度衛星測位サービス利用促進協議会（QBIC）からの要請に基づき、東京大学柴崎教授（東京大学空間情報科学研究センター）を中心とし、同協議会の賛助会員の業者担当者を交えて協議を重ねた。

(4) 「日本登記法研究会」への参画について

主に日本司法書士会連合会の働きかけにより、平成 28 年 12 月 21 日に設立された「日本登記法研究会」へ参画すべく対応した。

とりわけ、同研究会において、平成 29 年 3 月 11 日に行われた創立記念研究大会へ、同研究会からの要請に基づき、これを共催することとし、「不動産表示登記と防災」をテーマに研究大会中の研究発表を日調連（研究所）から行った。

## 9 過去の研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策

継続的に法務省、関連団体等へ提言、意見交換等を行ってきた。

## 10 マンション関連検討チームの組成と活用

土地家屋調査士には、マンションを始め、区分建物の表示に関する登記に関して、豊富な経験と実績があると捉え、その知見を活用すべく日本マンション学会、マンション再生協議会等で行うセミナー等に積極的に参加して情報収集した。

## 11 その他緊急課題への対応

緊急、突発的な諸対応又は上記項目以外の事項について情報等の収集と対応に努めた。

平成 28 年度は、前述 1 の※の事項を中心とするほか、全国土地家屋調査士政治連盟とともに政党への要望活動、準天頂衛星システム（QZSS）の利用促進に対する対応、ネットワーク型 RTK 観測法の利用検討打合せ、法定相続情報証明制度についての打合せ等々の対応を行ってきた。

また、日本司法書士会連合会との懇談会を行い、両会が目指す事項や懸案事項等について意見交換・情報交換を行った。

## 二 総務部関係

### 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備

① 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成 14 年 4 月

26日閣議決定・平成18年8月15日一部改正)」に基づく是正要請（いわゆる外部理事及び外部監事を登用すること）に対応するため、日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正を行った（平成28年10月6日施行）。

② 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定・平成18年8月15日一部改正）」に基づく是正要請（いわゆる外部理事及び外部監事を登用すること）に対応するため、また、平成28年1月13日にされた役員選任に関する検討特別委員会からの答申に対する協議結果を踏まえ、日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正を行った（平成28年10月6日施行）。

③ 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則の一部改正

大都市圏の直下型地震や広範囲にわたる巨大地震等将来起こり得る大規模な災害に備える必要があることから、大規模災害対策基金の積立目標額を増額すること、また、近年は、災害救助法の適用されない大規模災害が多発しているところ、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則第1条に「…災害救助法の適用される大規模災害発生時における…」と規定されているため、会員が被災しているにもかかわらず、同基金からの支出が困難な事例が見受けられるため、これらの場合においても柔軟な対応ができるようにすることを目的として、同規則の一部改正を行った（平成29年2月24日施行）。

④ 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則運用細則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則運用細則第7条第1項における義援金の給付額において、これまで給付が困難であった一定の被害についても対応することができるよう同運用細則の一部改正を行った（平成29年2月24日施行）。

⑤ 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則の新設及び日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則の廃止

従来の東日本大震災復興支援対策をはじめ、平成28年熊本地震に対する復興支援対策や将来において発生した場合の大規模災害に係る復興支援対策を必要な限り実施するための恒久的な規則が必要であると考えられるところから、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則を新設した（平成29年4月1日施行）。

なお、これに伴い時限規則として設置している日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則については、平成30年3月31日としている同規則の失効期日を平成29年3月31日に改正し、期限満了をもって同規則を廃止した（平成29年3月31日廃止）。

東日本大震災復興支援対策に関する取組は、新設された日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則に基づき対応する。

⑥ 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正

土地家屋調査士登録事務取扱規程付録第 10 号様式の「領収書」及び同付録第 89 号様式の「手数料収納状況報告書」は、該当項目を選択する上で分かりにくい表記となっていることから、各土地家屋調査士会において加筆して使用している状況にあった。

この状況を改善するため、項目の細分化を図り具体的に選択できるよう両様式の一部を改正した（平成 28 年 4 月 28 日施行）。

⑦ 土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則の一部改正

土地家屋調査士専門職能継続学習（以下「土地家屋調査士 C P D」という。）の実施・運営に関する事務を円滑に運営するための必要な事項について、全般的な見直しを行い、文言整理が必要なことから、土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則の一部改正を行った（平成 28 年 12 月 9 日施行）。

⑧ 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則の一部改正

連合会ウェブサイトにおいて土地家屋調査士 C P D の情報公開を行うため、これに対応した規定等の整備が必要なことから、土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則の一部改正を行った（平成 28 年 12 月 9 日施行）。

⑨ 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則（モデル）の一部改正

連合会ウェブサイトにおいて土地家屋調査士 C P D の情報公開を行うことから、土地家屋調査士会における土地家屋調査士 C P D の情報公開について、連合会ウェブサイトに公開している土地家屋調査士 C P D に関するページにリンクさせて公開することができる規定の新設のほか必要な文言整理を行うため、土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則（モデル）の一部改正を行った（平成 28 年 12 月 9 日施行）。

⑩ 土地家屋調査士研修ライブラリ規則の全部改正

土地家屋調査士が出席している研修会等の実績を広く市民に公開するため、連合会ウェブサイト内にある会員限定ウェブページ「会員の広場」に掲載している研修ライブラリを何人も閲覧することのできる一般公開向けのウェブページに移動し、名称を研修インフォメーションへ改称するとともに、現行の研修ライブラリの仕様に合わせた規定に変更する必要があることから、土地家屋調査士研修ライブラリ規則の全部改正を行った（平成 29 年 2 月 24 日施行）。

⑪ 日本土地家屋調査士会連合会研修員設置規程の一部改正

研修ライブラリを研修インフォメーションに改称したことに伴い、文言修正が必要となったことから、日本土地家屋調査士会連合会研修員設置規程の一部改正を行った（平成 29 年 2 月 24 日施行）。

⑫ 土地家屋調査士研修実施要領の一部改正

研修ライブラリを研修インフォメーションに改称したことに伴い、文言修正が必要と

なったことから、土地家屋調査士研修実施要領の一部改正を行った（平成 29 年 2 月 24 日施行）。

⑬ 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正等

日本土地家屋調査士会連合会会計規則第 54 条の契約に関する規定の見直しをしたところ、文言修正を行う必要が生じたことから、同会計規則の一部改正を行った（平成 29 年 4 月 1 日施行）。

また、同条第 4 項に規定する「契約の執行に関する取扱基準」を定める必要があることから、同取扱基準を新設した（平成 29 年 4 月 1 日施行）。

⑭ 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の新設及び日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）の廃止

日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）は、現在の関係法令等に対応させる上で、全面的に改める必要が生じたことから、日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）を廃止し（平成 28 年 12 月 31 日廃止）、日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則を新設した（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

⑮ 日本土地家屋調査士会連合会継続雇用職員就業規則の新設

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、事業主に対し、高年齢者雇用確保措置が求められていることから、65 歳までの継続雇用制度を導入することとし、継続雇用される職員の就業条件に関する事項について定めた規則が必要となることから、日本土地家屋調査士会連合会継続雇用職員就業規則を新設した（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

⑯ 日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則の新設

非正規雇用職員を雇用している場合、非正規雇用職員に適用する就業規則が必要であることから、日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則を新設した（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

⑰ 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の新設並びに育児休業規則及び介護休業等に関する規則の廃止

現行では、育児休業規則と介護休業等に関する規則の 2 つの規則により規定されているところ、厚生労働省が公開している育児・介護休業等に関する規則の規定例を基礎に見直しを行い、日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則として新設した（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

また、同規則の新設に伴い、育児休業規則及び介護休業等に関する規則を廃止した（平成 28 年 12 月 31 日廃止）。

⑱ 日本土地家屋調査士会連合会事務局規則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の新設に伴い、文言修正が必要となったことから、日本土地家屋調査士



会連合会事務局規則を一部改正した（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

⑱ 人事考課規則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の新設に伴い、文言修正が必要となったことから、人事考課規則を一部改正した（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

⑳ 日本土地家屋調査士会連合会退職金規程（職員）の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の新設に伴い、文言修正が必要となったことから、日本土地家屋調査士会連合会退職金規程（職員）を一部改正した（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

㉑ 土地家屋調査士会の会則変更

土地家屋調査士会から法務大臣へ認可申請された会則変更について、法務大臣から求められる意見照会について適宜対応した。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

また、各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に取り上げ、これらを「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」に新たな事例として追加し、各土地家屋調査士会へ送付した（平成 29 年 3 月 1 日付け日調連発第 310 号）。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努め、各土地家屋調査士会に参考資料を送付した（平成 28 年 5 月 16 日付け日調連発第 53 号、平成 28 年 10 月 17 日付け日調連発第 191 号）。

(4) 大規模災害対策に関する検討

発生が危ぶまれている首都直下地震に対して、連合会の会務運営が困難になる事態等を想定し、連合会の防災対策の強化を図り、災害時においても基本的な会務の運営が維持できる態勢の構築を推進した。

## 2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について適宜見直しを行った。

連合会役員及び事務局職員間の情報共有を目的としたグループウェアを導入し、平成 29 年 2 月に運用を開始した。

## 3 オンライン登記申請への対応

オンライン登記推進室において、表示に関する登記の申請における完全オンライン化の実現に向け、クリアすべき様々な課題に取り組んでいる。

現在、添付情報の特例の創設について、法務省民事局民事第二課・日本司法書士会連合会・日本土地家屋調査士会連合会の三者による検討協議を行っている。

また、オンライン登記申請が円滑に行えるよう、会員に対して情報提供等に努めているほか、会員同士の情報交換の場として、連合会ウェブサイトを設置している掲示板の改修を行った。

#### 4 電子証明に関する登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムサポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続を行っている。

土地家屋調査士電子証明書発行実績（平成 29 年 3 月 31 日現在）

有効電子証明書 10,214 枚（発行総枚数 10,586 枚）

（会員数 16,761 名（平成 29 年 4 月 1 日現在））

※ 認証局移行前の電子証明書（ICカード）所持者 12,374 人

#### 5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失又は盗難状況を連合会ウェブサイトにて適時適切に掲載している。

なお、懲戒処分情報の公開を開始するに当たり、平成 25 年度に開発したシステムでは、懲戒処分情報が特殊な制限（閲覧期限の設定等）を付加した PDF ファイルとして作成されること、ブラウザの仕様変更等により、平成 27 年 9 月以降、閲覧可能ブラウザが Internet Explorer に限定されており、これを解消するため新たなシステムを構築し、平成 29 年 1 月下旬から運用を開始した。

また、平成 29 年 4 月 1 日から、新たな懲戒処分の公開開始及び公開終了があった場合は、その旨を各土地家屋調査士会に e メールにより通知（自動）することとし、その旨各土地家屋調査士会にお知らせした（平成 29 年 3 月 31 日付け日調連発第 341 号）。

#### 6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めている。

## 7 登録事務

### (1) 土地家屋調査士の登録等件数

新規登録 383 件、会変更の登録 39 件、事項変更の登録 973 件、登録の取消し 538 件、土地家屋調査士登録証明書の交付 1,142 件。

### (2) 土地家屋調査士法人の届出等件数

成立の届出 25 件、会変更の届出 0 件、従たる事務所設置の届出 19 件、その他の変更の届出 130 件、解散の届出 11 件、合併の届出 0 件、清算終了の届出 13 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書の交付 30 件、土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書の交付 111 件。

### (3) 登録審査会

平成 28 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者 104 名のうち、その後、再入会した者 2 名及び業務廃止等の手続を執った者 40 名を除く 62 名並びに土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 2 号に該当する者 2 名について、登録審査会(平成 28 年 12 月 5 日開催)に諮り、同項第 1 号に該当する者 60 名及び同項第 2 号に該当する者 2 名については「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、平成 28 年 12 月 5 日付けでその登録を取り消した。

なお、同項第 1 号に該当する者残り 2 名のうち 1 名については、当該人からの意見陳述を考慮し、登録審査会において平成 29 年 3 月末日まで同人の登録の取消しを猶予したが、再入会の手続がされず、平成 29 年 3 月 31 日付けでその登録を取り消した。

また、残り 1 名については、当該人からの意見陳述を考慮し、登録審査会において平成 29 年 7 月末日まで同人の登録の取消しを猶予した。

## 8 その他

### (1) マイナンバー制度への対応について

マイナンバー制度対応ワーキンググループにおいて、土地家屋調査士会の支部における適切なマイナンバーの対応について検討し、土地家屋調査士会から提供されたマイナンバー制度導入による支部において支払った講師料等の取扱いに関する資料を各土地家屋調査士会に参考送付した(平成 29 年 2 月 1 日付け日調連発第 284 号)。

### (2) 土地家屋調査士事務所形態について

土地家屋調査士の様々な事務所形態を会報に掲載し広く会員に知ってもらうため、事務所形態検討チームにおいて会員の事務所の取材を行い、取材内容を会報 7 月号 (No.714) に掲載した。

### (3) 大規模災害対策基金の募集

大都市圏の直下型地震や広範囲にわたる巨大地震等予期せぬ災害に備え、土地家屋調査

士会員及び土地家屋調査士会が地域住民からの要望に応えられる事務所機能の確保を図るため、平成 28 年度の大規模災害対策基金への募金計画として、会員 1 人当たり、概ね年額 1,000 円に相当する額を目標とする募金協力を各土地家屋調査士会へ依頼した（平成 28 年 8 月 31 日付け日調連発第 143 号）。

### 三 財務部関係

#### 1 財政の健全化と管理体制の充実

##### (1) 中長期的な財政計画の検討

会員数の動向及び今後における連合会事業の方向をしんしゃくしつつ、一般会計及び特別会計における中長期的なシミュレーションを行う中で、連合会の財政の在り方を検討することとしており、「平成 29 年 4 月 1 日現在の会員数を想定した将来 10 年度分のシミュレーション」の資料を作成し、過去 10 年間と今後 10 年間の推移を明らかにして精査・分析を行った。

##### (2) 予算執行の適正管理

効率的な会務運営を行うため、平成 28 年度予算に基づく計画的な予算執行について管理するとともに、事業執行における発注及び支出に関する手続について、現状の手続に改善すべき点があれば、適切な方策を検討し、順次改善に努めた。

#### 2 福利厚生及び共済事業の充実

##### (1) 親睦事業の検討及び実施

###### ① 写真コンクール

第 31 回は、43 名から計 76 作品の応募があり、審査結果を第 73 回定時総会において公表し、会報 8 月号（No.715）に掲載した。

なお、平成 28 年 5 月 10 日から 31 日までの間、新たに土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施し（投票数 162 票）、投票数の最も多かった作品に「は一もに一賞」を授賞した。

第 32 回は、平成 29 年 3 月 28 日付け日調連発第 338 号及び会報 3 月号（No.722）のとおり、作品は、平成 29 年 5 月 8 日必着とした。

###### ② 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

第 31 回は、北海道ブロック協議会及び札幌土地家屋調査士会のご協力により、平成 28 年 7 月 3 日、4 日に札幌ゴルフ倶楽部において開催し、104 名が参加した（観光は別に 41 名が参加）。

第 32 回は、平成 29 年 3 月 28 日付け日調連発第 339 号のとおり、中部ブロック協議会のご協力により、平成 29 年 9 月 10 日（日）、11 日（月）に開催する予定である。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

賠償責任保険、測量機器総合保険、団体所得補償保険及び総合生活補償保険等への加入について、会報及びEメールマンスリー等により促進を図り、共済会事業を支援している。

(3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進

土地家屋調査士国民年金基金と連携して、Eメールマンスリー等により加入の促進を図っている。

### 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均一化された良質な土地家屋調査士業務を提供するための土地家屋調査士会の会務運営（研修、広報）における環境の整備等を目的として、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を行うこととしており、平成 28 年 6 月 30 日付け日調連発第 89 号をもって、対象となる土地家屋調査士会（10 会）及び助成金額等について各土地家屋調査士会へ通知し、同年 10 月末日までに対象となった全ての土地家屋調査士会に助成金総額 9,981,100 円を交付しており、内訳は下表のとおりである。

会名	会員数 (個人) ※1	交付額	主な用途
山梨会	145	625,000	広報：シンポジウム開催、新聞広告
鳥取会	69	1,293,600	研修：研修会開催 広報：イベント開催、テレビCM、PR用封筒印刷、相談会開催、新聞広告、ピンバッチ配布、制度広報対応
島根会	110	812,500	研修：研修会開催 広報：雑誌広告、グッズ作成、テレビCM、新聞広告、チラシ印刷
佐賀会	115	812,500	研修：講師料 広報：新聞広告、ポスター作製、イベント協賛
秋田会	138	625,000	研修：研修会開催 広報：ラジオCM、新聞広告、無料相談会
青森会	134	687,500	研修：研修会開催 広報：ポスター印刷、イベント開催、ラジオCM
函館会	57	1,625,000	研修：研修会開催、書籍購入 広報：シンポジウム開催、新聞広告、グッズ購入
旭川会	57	1,625,000	研修：研修会開催 広報：シンポジウム開催、広報グッズ作製 カレンダー作成、制度広報対応
釧路会	80	1,125,000	研修：機材購入 広報：ガイダンス開催、シンポジウム開催
高知会	122	750,000	広報：新聞広告
計		9,981,100	

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

本事業は、平成 28 年度第 1 回全国会長会議において、平成 29 年度以降も実施する方針であることを説明し、平成 29 年度の実施内容については、平成 29 年 2 月 27 日付け日調連発第 306 号をもって、対象となる土地家屋調査士会（13 会）へ周知した。

#### 4 日本土地家屋調査士会連合会会計規則等の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会会計規則第 54 条の契約に関する規定の見直しをしたところ、文言修正を行う必要が生じたことから、同会計規則の一部改正について平成 28 年度第 5 回理事会において審議し、承認された。また、同条第 4 項に規定する「契約の執行に関する取扱基準」を定める必要があることから、同取扱基準を新設することについて平成 28 年度第 6 回常任理事会において審議し、承認された（改正後の同会計規則及び同取扱基準は、平成 29 年 4 月 1 日施行）。

#### 5 日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正

平成 28 年度第 4 回理事会において、従来の日本土地家屋調査士会連合会執務規程（職員）を廃止し、新たに日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則が新設されたとともに、労働関係法令等の改正が行われる都度、それに適応するよう日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の見直しを行う必要があることから、日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正案を作成した（平成 29 年度第 1 回理事会において審議し、了承された。）。

## 四 業務部関係

### 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

#### (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項

各土地家屋調査士会等からの照会等に適宜対応した。

また、同要領の増刷について数会から要望があったため、平成 28 年 7 月 19 日付け日調連発第 104 号をもって増刷の希望を募り、総注文数が販売条件の 200 冊を超え、478 部となったので、同要領の増刷を行うこととし、平成 28 年 8 月 30 日付け日調連発第 136 号をもって増刷を行うことについてお知らせし、各土地家屋調査士会宛てに発送した。

#### (2) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書作成ソフト（新様式）等に関する各土地家屋調査士会等からの照会等について適宜回答した。

また、本ソフトのQ&Aを連合会ウェブサイトに掲載し、会員間の情報共有のための掲示板も設置した。なお、現在の最新バージョンは2.2版であるが、不具合の修正等に対応し、随時更新していく予定である。

(3) 業務・報酬の調査について

「平成28年度取扱事件年計報告書総合計表」の集計について、各土地家屋調査士会の提出期限を平成29年3月31日とし、集計を行っている。

2 筆界特定制度に関する事項について

(1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携

法務省民事局民事第二課と協議し、各土地家屋調査士会及び各法務局・地方法務局に対して、連携についての方策を示すための骨子案を作成しており、取りまとめたものについては、平成29年度に各土地家屋調査士会に照会后、周知する予定である。

(2) 筆界特定制度の検討及び指導

各土地家屋調査士会における研修等で利用できる「筆界特定研修要領モデル」を作成し、平成29年3月31日付け日調連発第343号をもって、各土地家屋調査士会に周知した。また、連合会ウェブサイトにおいて公開した。

3 登記測量に関する事項について

(1) 登記基準点についての指導・連絡

各土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検を行い、申請者からの照会等に対応している。

申請状況等は次のとおり。

① 認定された登記基準点（平成28年度）

会名	地区名	登記基準点	認定状況
大分	大分県白杵市野津町大字宮原、大字亀甲地区	2級 9点	2016/4/7 認定
山梨	山梨県南アルプス市野牛島地区	2級 6点 4級 62点	2016/4/28 認定
大阪	大阪府大東市地区	3級 3点	2016/6/7 認定
福岡	福岡県八女市地区	3級 14点	2016/7/6 認定
岩手	岩手県花巻市地区	1級 67点	2016/7/13 認定
愛知	愛知県弥富市地内	2級 16点	2016/7/8 認定
岐阜	各務原市地内	1級 5点	2016/7/8 認定
岐阜	白川村地内	2級 5点	2016/7/13 認定
兵庫	姫路市網干区興浜地区	2級 2点 3級 5点	2016/7/29 認定
兵庫	丹波市氷上町地区	3級 5点	2016/8/30 認定
岩手	岩手県央17地区	1級 19点	2016/10/19 認定
岩手	岩手県花巻市地区（標高改定作業）	1級 67点	2016/10/26 認定

和歌山	新宮市三輪崎二丁目、三丁目地区	4級	49点	2016/10/26	認定
岐阜	岐阜市石原地内	3級 4級	2点 16点	2016/11/29	認定
岩手	岩手県央 17 地区（標高改定作業）	1級	19点	2016/12/22	認定
岐阜	岐阜市芥見一丁目ほか 8 地内	3級	12点	2016/12/15	認定
岐阜	郡上市八幡町地内	2級 3級	3点 3点	2016/12/22	認定
岩手	岩手県央 18 地区	1級	15点	2016/12/22	認定
和歌山	和歌山市森小手穂、西外地区	2級	11点	2016/12/22	認定
和歌山	御坊市名田町野島地区	2級	5点	2017/2/9	認定
釧路	中川郡池田地区	2級	5点	2017/2/9	認定
岐阜	各務原市鶉沼各務原町三丁目地内	4級	16点	2017/2/9	認定
兵庫	加古川市山手一丁目地区	3級	7点	2017/2/9	認定
岩手	岩手県北地区	1級	100点	2017/3/3	認定
岩手	岩手県南 21 地区（奥州市、胆沢郡金ヶ崎町）	1級	20点	2017/3/3	認定
岩手	岩手県南 22 地区（奥州市、西磐井郡平泉町）	1級	20点	2017/3/3	認定
岩手	岩手県南 23 地区（奥州市・一関市）	1級	21点	2017/3/8	認定
札幌	札幌市宮の森地区	4級	59点	2017/3/8	認定
岩手	岩手県央 14 地区（西和賀町） 改測作業・標高改定作業	1級	17点	2017/3/24	認定

認定：29 地区 1 級 370 点、2 級 62 点、3 級 51 点、4 級 202 点 合計 685 点

② 現在までの認定登記基準点数（平成 20 年から平成 29 年 3 月 31 日現在まで）

認定：127 地区 1 級 1,063 点、2 級 236 点、3 級 795 点、4 級 991 点 合計 3,085 点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携

日調連データセンターシステムに認定登記基準点の位置情報を公開し維持管理を行っているが、システム上で表示される地図を Google マップだけでなく、国土地理院地図（標準地図、国土画像情報、東日本大震災被災地震災直後オルソ画像等）も選択が可能となるよう更新した。現在、認定登記基準点を申請している会は 21 会にとどまっており、同基準点設置の啓発と同システム周知を検討している。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

会員にとって実務に役立つ重ね図技術の普及を主眼として発刊した『「重ね図」作成手引書』を連合会ウェブサイトの「会員の広場」に公開しており、会員に対するその作成方法等の理解を更に促進させるため、e ラーニングコンテンツを平成 28 年 5 月に作成公開した。

(4) ネットワーク型 R T K 観測法の利用検討

同観測法について、国土地理院等と意見交換を行い、利用等についての作業マニュアルを作成しており、将来的に、調査・測量実施要領へ移行することを検討した。

#### 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂

(1) 執務規程及び調査・測量実務要領の作成作業



調測要領委員会において、現行の調査測量要領の条文ごとの整理を中心に改訂に向けた作業に着手した。

## 5 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査

### (1) 業務実態調査の実施

平成 28 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間で「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」を実施し、最終の回答率は 22.5%となり、平成 25 年度同調査の回答率（23.8%）を 1.3%ポイント下回った結果であった。

集計した結果は、実態調査集計報告として、①一般向け、②会員向け、③土地家屋調査士会向けの報告書を作成し、①及び②については連合会ウェブサイト（②は「会員の広場」）上で公開予定とし、③については平成 29 年 3 月に冊子及び電子データでの提供を行った。

## 五 研修部関係

### 1 研修の企画・運営・管理・実施

#### (1) 専門職能継続学習（CPD）の運用

##### ① CPDの運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD管理システムにより生成されるCPDデータの授受を行い、CPDの適正な管理に努めた。

また、連合会ウェブサイトに掲載しているCPD制度Q&A等の各種資料について、整備・改訂検討を行い、必要に応じて更新を行った。

##### ② CPD情報の公開に向けた対応

CPDにおけるポイント及び学習履歴の公開に向けた対応として、必要な規則等の改正を行った（二 総務部関係 1 (1)⑦、⑧、⑨参照）。

また、CPD管理システムの改修を行い、公開に向けた調整を進めた。

##### ③ その他（情報収集等）

測量系CPDとの情報交換を行うため、測量系CPD協議会連絡会（平成 28 年 5 月 10 日）に出席した。

また、有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（平成 29 年 2 月 22 日）を開催し、CPD情報の公開に向けた対応について協議した。

#### (2) 新人研修の実施・検討

##### ① 平成 28 年度土地家屋調査士新人研修

平成 28 年 3 月 2 日付け日調連発第 320 号をもって平成 28 年度土地家屋調査士新人研

修の実施を各ブロック協議会へ委託した結果、8ブロック合計387名の申込みがあり、375名が受講・修了した。

<平成28年度新人研修実施概要>

関東	平成28年9月17日(土)～19日(月)	修了者数 159名
近畿	平成29年1月21日(土)～22日(日)	修了者数 54名
中部	平成29年1月27日(金)～28日(土)	修了者数 40名
中国	平成28年11月11日(金)～13日(日)	修了者数 23名
九州	平成29年1月28日(土)～30日(月)	修了者数 43名
東北	平成29年2月16日(木)～18日(土)	修了者数 25名
北海道	平成29年1月26日(木)～28日(土)	修了者数 7名
四国	平成29年1月27日(金)～29日(日)	修了者数 24名

なお、ブロック割、単位会割、講師料の助成金は、皮切りとなる関東ブロック協議会の新人研修が開催される前の平成28年7月29日に送金し、受講者割分の助成金は、全ブロック協議会における実施が終了した後の平成29年3月15日に送金した。

② 平成29年度土地家屋調査士新人研修

土地家屋調査士研修実施要領第4条に基づき、平成29年度における新人研修の基本計画案を策定し、実施については、例年どおり、各ブロック協議会へ委託を行った(平成29年3月3日付け日調連発第313号)。

③ 会員必携を収録した映像コンテンツの作成

「土地家屋調査士 会員必携(平成27年2月版)」(土地家屋調査士基本書)のうち第1章「会員心得」及び第2章「不動産登記法及び関係法令」を収録したDVDを各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ送付した(平成28年11月4日付け日調連発第210号)。

同DVDは、研修の全国的な統一性を図ることを視野に、新人研修における基本的研修科目となる項目についてDVD化したものであり、平成29年3月10日にeラーニングコンテンツとしての公開も行った。

④ その他

中央研修方式での実施について検討を行った。

(3) eラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツの外部発注による拡充・整備

eラーニングの更なる充実を図るため、平成27年度に引き続き、株式会社東京リーガルマインド(LEC)とコンテンツ作成委託の契約を締結し、多岐にわたるコンテンツの整備を進めた。

平成28年度においては、次の10本のコンテンツを収録した。

- 事務所経営に必要な知識～資金繰り、融資、法務、財務（決算等）の知識～
- 人材確保の方法に関する知識～小規模企業退職金共済、就業規則の知識～
- 危機管理・リスク管理の知識～情報セキュリティー、個人情報保護、災害への対応～
- クレーム対応のノウハウ
- 空き家問題に関する知識
- 借地借家法の基礎知識
- コーチング理論の詳細
- 士業のためのビジネスマナー（パート2）
- 士業のための「おもてなし（ホスピタリティー）」
- 相談業務に役立つ「傾聴」の知識

## ② 研究所研究報告会のコンテンツ化

土地家屋調査士制度及び不動産の表示に関する登記制度に関する研究への理解を深めてもらうことを目的として、「平成 27～28 年度 研究所研究報告会」（平成 29 年 3 月 16 日、17 日）の収録を行い、コンテンツ化に向けた対応を進めた。

## ③ e ラーニングアクセス状況

平成 25 年度	アクセス数 4,556 件、ユーザー数 1,484 名
平成 26 年度	アクセス数 4,037 件、ユーザー数 1,436 名
平成 27 年度	アクセス数 12,424 件、ユーザー数 3,004 名
平成 28 年度	アクセス数 12,167 件、ユーザー数 2,760 名

## (4) 研修体系及び研修の充実の検討

① 講師団名簿については、外部講師・内部講師共に各土地家屋調査士会に周知している（平成 28 年 7 月 1 日付け日調連発第 96 号）。

## ② 研修に関する調査の実施

各土地家屋調査士会の更なる研修事業の向上及び研修の受講機会の向上を目的として、研修に関する計画及び実施状況等に関する調査（アンケート）を実施した（平成 28 年 11 月 25 日付け日調連発第 234 号）。

## (5) 研修情報の公開の活用・推進

### ① 研修ライブラリの利用促進

各土地家屋調査士会、各ブロック協議会及び連合会が企画し実施する研修の内容等の情報共有化を目的に、平成 26 年度に改修した研修ライブラリの利用促進を図った。

### ② 研修ライブラリの研修インフォメーションへの改称について

土地家屋調査士が出席している研修会等の実績を広く市民に公開するため、会員限定ページである「会員の広場」に掲載されている研修ライブラリを何人も閲覧することのできる一般公開向けのページへ移動した（平成 29 年 3 月 20 日）。

なお、これに伴い、名称を「研修ライブラリ」から「研修インフォメーション」に改称し、必要な規則等の改正を行った（二 総務部関係 1 (1)⑩、⑪、⑫参照）。

③ 研修インフォメーションの利用状況

研修インフォメーションについて、平成 29 年 3 月 31 日現在、8 ブロック 28 会から計 287 件の研修情報の登録がある。

④ その他

平成 23 年に各土地家屋調査士会へ情報提供を行っていた公益社団法人日本測量協会が同協会会員向けに発行するメールマガジンについて、同協会との打合せの結果、情報提供を再開した。

(6) 研修用教材の運用・更新

平成 26 年度に改訂した会員必携の利活用を図るため、会員必携のうち第 1 章「会員心得」及び第 2 章「不動産登記法及び関係法令」の解説を収録した映像コンテンツ作成に係る対応を行った（上記(2)③参照）。

## 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 会報及びウェブサイト等を利用した受講者の促進について

① 会報 9 月号（No.716）から 11 月号（No.718）まで、受講者の体験談を掲載した。

（9 月号：三重会、長崎会、10 月号：新潟会、香川会、11 月号：茨城会、大阪会）

② 受講促進のためのパンフレット（電子データ版）を作成し、各土地家屋調査士会への周知及びウェブサイトへの掲載を行った。

③ 土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場（8 法務局）に、第 1 2 回土地家屋調査士特別研修に係る募集要項等一式を送付し、同試験の受験者への配布をお願いした。

## 3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

ADR 認定土地家屋調査士を対象とした研修について、協議・検討を行った。

# 六 広報部関係

## 1 広報に関する事項

(1) 制度広報に関する事項

① 土地家屋調査士の日に関する啓発活動

ア ラジオ CM の放送

平成 28 年 7 月 1 日（文化放送は 7 月 11 日）から 29 日までの



平日にTBSラジオ及び文化放送において「土地家屋調査士の日」のPRと全国一斉不動産表示登記無料相談会のお知らせを兼ねたラジオCMを放送した。

#### イ 特設ページの開設

平成28年7月11日～31日の間、連合会ウェブサイト内に「土地家屋調査士の日」に関する特設ページを開設し、プレゼント企画を行った。この企画に全国各地から7,463名の応募があった。第4回広報部会において抽選を行い、iPad mini4 3名、旅行券3万円5名、QUOカード100名、『境界紛争ゼロ宣言!!』LEDライトキーホルダー200名の当選者を決定した。また、抽選結果等についてウェブサイトで報告した。



#### ウ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

後段で報告する。

### ② 制度広報ツールの企画及び作成並びに発信

#### ア 『境界紛争ゼロ宣言!!』のPR活動

##### (ア) ふせんセットの作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』のPR活動の一つとして、ふせんセットを作成し、各土地家屋調査士会へ配布した。

##### (イ) タオルハンカチの購入

連合会での利用のため、四国ブロック協議会作成の『境界紛争ゼロ宣言!!』タオルハンカチを購入した。



#### イ メディア等を利用した広報活動

愛知会で作成した素材を活用し、文化放送については平成29年3月6日から5月29日までの平日週1回放送し、TBSラジオについては平成29年6月1日から7月7日までの平日にラジオCMを放送している。

#### ウ パンフレット・チラシの増刷

リーフレット「こんなときどうする?」「あなたの土地に図面はありますか?」「境界確認の立会を求められたら?」の増刷を行った。

### ③ 表示登記無料相談会等の実施

#### ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、平成28年7月から11月にかけて各土地家屋調査士会の協力を得て全国543会場\*で開催され、電話による相談を含め695件の相談を受けた。

\*長野会は全会員の事務所を会場としているため380会場と数えています。長野会を除いて数えた場合163会場となります。

また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスター・チラシ・バナ

一のデータを作成し、各土地家屋調査士会へ送付するとともに、開催費用として各土地家屋調査士会に6万円の助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

イ イベント参画（G空間EXPO2016）

平成28年11月25日（金）に1日開催でシンポジウム「地籍の未来～社会問題の解決は地籍にある～」を実施した。参加者127名。

(2) 社会広報に関する事項

① 人材育成に関して教育機関等との連携

ア 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

同学部との協定書に基づき、同学部への企業推薦特別入試についての募集記事を会報に掲載した（6月号・No.714、12月号・No.720）。

イ 受験者拡大啓発チラシ増刷

平成26年度に作成した土地家屋調査士試験受験者拡大へ向けた啓発ポスターのデザインを利用したチラシについて増刷を行った。

② 寄附講座・出前授業・講演会の推進及び支援

ア 寄附講座の開講状況に関するアンケートの実施

ブロック協議会及び土地家屋調査士会において寄附講座が開催できる環境づくりの支援のため、平成27年度に引き続き、全国の寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

イ 会報での情報提供

会報において、各地域の種々様々な環境（事情）における、寄附講座・出前授業に取り組む姿を紹介するシリーズ「土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業」を企画・掲載した。

③ 防災に関する活動の推進及び連携

ア 海拔表示板設置事業の推進

土地家屋調査士制度のPRと社会貢献事業の一つとして平成24年度から海拔表示板の設置事業を推進している。平成28年度においては、静岡会及び佐賀会の協力の下、次のとおり海拔表示板の設置が行われた。

静岡県熱海市	7か所
静岡県焼津市	3か所
佐賀県佐賀市	4か所
佐賀県白石町	11か所

(3) 各土地家屋調査士会広報部との連携

業界全体の意識や情報の共有化を図るとともに、連合会担当役員及び広報員が地元ブロック等の企画に参加・取材するなどして各土地家屋調査士会広報部が制度広報に取り組みやすい環境づくりを推進した。

## 2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信

会員の業務に参考になる情報を掲載することを目的として「事務所運営に必要な知識」を平成 28 年度も継続して連載した。

(2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信

土地家屋調査士を取り巻く社会的変容に対応するために、制度と業務に関連する各種シンポジウムや研究会に出席・取材し、情報の提供を行った。

(3) 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介

各土地家屋調査士会で行われているシンポジウムや研修会等取材するなどして、情報提供を行うとともに、各土地家屋調査士会で行われている特色ある取組や名産、観光地などを紹介する「愛しき我が会、我が地元」を継続して連載した。

## 3 情報の収集に関する事項

(1) 土地家屋調査士制度に関する情報収集

土地家屋調査士の制度と業務に関連する地籍問題研究会やシンポジウム等に参加し、情報収集を行った。

(2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集

国際地籍学会が主催する第10回国際地籍シンポジウム（台湾）参加に関するなどして情報収集を行った。

(3) 災害への対応及び災害復興に関する情報収集

東日本大震災からの復興に関する情報収集を行うとともに、災害への備えと土地家屋調査士の関わりを見つめるシリーズ「自然災害と向き合う—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—」を掲載した。

## 七 社会事業部関係

### 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 受託体制の整備

北海道及び和歌山県における土地家屋調査士業務の入札において、的確な取扱いがされていないと思われる事案の報告があったことから、状況を確認し、対応策などについて打合せを行った。

## (2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発

平成 27 年 10 月 29 日付け日調連発第 195 号をもって情報提供をお願いした土地家屋調査士業務の入札において的確な取扱いがされていないと思われる事案の内容について検討し、上記(1)のとおり対応した。

## 2 地図の作成及び整備等に関する事項

不動産登記法第 14 条地図作成作業について、筆数や予定面積等の状況を調査の上、法務省民事局民事第二課と協議し、当該地図作成作業における土地家屋調査士の業務環境の改善についての提言を行った。

不動産登記法第 14 条地図作成作業規程の改訂については、平成 27 年度から見直しを進めてきたところ、改訂したデータを連合会ウェブサイトに掲載することとした。

同規程については、現場事務所において確認する場合などの利用度が多いことを考慮し、従来の冊子による各土地家屋調査士会への配布に替えて、ウェブサイトからダウンロードする方式を採用することとした。

また、国土調査法第 19 条第 5 項指定申請の促進における、地籍整備推進調査費補助金制度を活用するための補助申請の在り方について、国土交通省と協議を行った。

## 3 土地家屋調査士関連業務の拡大に関する事項

敷地境界確定業務が不動産の売買や建築確認申請等にどのように利活用されているかを確認し、今後の方策について協議した。

## 4 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

平成 28 年 12 月 1 日、2 日に、平成 28 年度土地家屋調査士会 ADR センター担当者会同を開催した。

また、鹿児島県土地家屋調査士会及び山口県土地家屋調査士会からの要請を受け、ADR 法における認証に係る連合会の事前面談を行った。

なお、同面談については、従来、必須として行ってきたが、土地家屋調査士会 ADR センターの任意とする旨を、平成 29 年 2 月 27 日付け日調連発第 307 号をもって各土地家屋調査士会にお知らせした。

筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携について、業務部と連携しながら、法務省民事局民事第二課と「筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR 制度の今後の連携方策につ



いて（仮称）（骨子案）」を検討した。

## 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

### (1) 空家問題等の検討

研究所と連携し、空家問題への土地家屋調査士の役割について検討を行った。

平成 28 年度は、土地家屋調査士会の取組状況について情報の収集を行うとともに、法務省民事局民事第二課及び日本司法書士会連合会との三者による協議を重ね、市区町村への働きかけや国民に対する広報に利用するための広報用リーフレットを共同で作成した。

### (2) 防災関係の情報収集及び提供

制度対策本部と連携し、平成 28 年熊本地震について法務省民事局民事第二課と協議を行った。平成 29 年度は、災害に対する一定の方向性が示され、各土地家屋調査士会と共有したいと考えている。

## 八 研究所関係

平成 27 年度に策定したそれぞれの研究テーマについて、連合会会報で研究中間報告として掲載し、会員向けに公開しながら、平成 28 年度末の取りまとめ報告へ向け、単なる在宅研究ではなく、土地家屋調査士会、外部機関、有識者、さらには関係行事への参加等様々な研究交流を行い、研究過程についても可視化しながら進めてきた。

また、連合会の制度対策本部や各部とも必要に応じて連携し、連合会のシンクタンクとしての役割を果たすべく様々な活動を行ってきた。

各研究テーマの研究経過については次のとおりであるが、平成 29 年 3 月 16 日、17 日に研究報告会を行い、連合会ウェブサイト「会員の広場」に公開した。

### 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

#### (1) 全国の土地法制に関する研究

長期研究計画と捉え、平成 28 年度は既に協力依頼を行った近畿ブロック協議会管内の土地家屋調査士会との連絡協議会を行いながら、同土地家屋調査士会地域における土地法制に関する資料収集について促進し、全国的な普及の第一歩とすべく対応してきた。

#### (2) 最新技術に関する研究

「G 空間社会」の実現に向けた施策が検討される中でのオープンな基準点維持管理として、土地家屋調査士の日常業務で基準点を扱うときに起きる支障を改善するため、手軽に基準点の物理的管理や成果管理を行うためのアプローチとして、誰もが記録・閲覧できる

基準点情報システム「点ログ」の構築検討を研究テーマとして実施した。

また、準天頂衛星システム（QZSS）7機体制が取り沙汰される現在の土地家屋調査士における測位制度の在り方についての一般財団法人衛星測位利用推進センター（SPAC）と連携した研究、さらには、UAV普及により、写真測量を業務に取り入れる環境が整いつつある状況を踏まえ、近年、発展が目覚ましい「SfM・MVS（Structure from Motion / Multi View Stereo）と呼ばれるコンピュータービジョン技術の利用と派生成果の活用等について最新の情報収集に努めながら、研究を行ってきた。

#### (3) 筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究

立会代理権や隣地所有者の特定調査に関する問題など、土地家屋調査士の日常業務の中で、立会いを行うに当たり、困難な問題がある中、これらの改善に向けた土地家屋調査士の関係法規の整備を視野に入れた研究を制度対策本部と連携して行った。

また、研究報告に当たっては、強制力を持った法律上の権利創設の可能性（立法論）、あるいは現行法の枠組みを前提とした法理論上の可能性（解釈論）を考えることを主眼として研究してきた。

#### (4) 空家対策法に対する問題点に関する研究

社会問題として明確化された空き家問題や相続において手続に支障を来している問題などを解決する方策を提起するとともに、これらについての全般的な管理者の必要性和、その管理者に土地家屋調査士の職能を活用する必要性について、関係団体における有識者等との意見交換・情報収集を行った。

また、土地家屋調査士会における取組について、神奈川県土地家屋調査士会や埼玉土地家屋調査士会東松山支部等と意見交換を持ったところである。

さらに、制度対策本部・社会事業部とも連携し、空家等対策における日本司法書士会連合会、法務省との三者連携での取組についても対応した。

## 2 世界の地籍制度に関する研究

### (1) 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究

東アジア（韓国・台湾）、東南アジア（カンボジア）、南アジア（ブータン・ネパール・インド）等を中心に諸外国の地籍制度・登記制度等の研究を重ね、諸外国同士の比較や日本における制度との比較を行うことにより、より良い日本の地籍制度の確立に向けた研究を進めてきた。

特に平成28年10月31日～11月3日まで、担当研究員がカンボジア王国の司法省・国土省等（プノンペン市）への視察・見学を行い、同国の地籍制度・司法制度等に関する情報交換と関係機関を視察見学した。

また、法務省の行う国際的な法曹支援事業及び独立行政法人国際協力機構（JICA）等の

国際協力事業についても積極的に情報収集を行った。

さらに、ベトナム司法省法整備支援研修に係る関係機関の視察訪問に対して法務省から依頼があり、平成 28 年 9 月 14 日、日本の不動産表示登記制度について、同国の訪問団へ講演を行った。

## (2) 地籍管理に関する国際標準化についての研究

国際測量者連盟 (FIG) が提唱し、ISO/TC211 において進められている土地行政管理領域モデル (LADM) (ISO19152) に関する調査研究及び世界の地籍制度の国際比較を行うことにより、日本における表示登記制度・土地家屋調査士制度の制度的意義を明らかにするための研究を行ってきた。

特に、前述の LADM の ISO19152 について、平成 29 年 11 月に制度制定 5 年目を迎え、見直しが図られる可能性があることから、日本測量者連盟 (JFS) における地籍測量と土地の管理をテーマとする委員会 (第 7 分科会) と合同で研究を始めた。

また、FIG の文献 (出版物) の中から、「社会的保有権ドメインモデル」(The Social Tenure Domain Model 略称「STDM」) の和訳版の作成に取り組み、内容の精査を行った上で日調連研究所が和訳版の出版元となり、過日 FIG のホームページ内の出版物欄において公開された。

原版

「The Social Tenure Domain Model」A Pro-Poor Land Tool

Christiaan Lemmen

(FIG PUBLICATION NO. 52)

和訳版

STDM (社会的保有権ドメインモデル) 貧困対策土地ツール

日本土地家屋調査士会連合会 研究所

## (3) 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立

自然災害の復興支援において、土地、あるいは地籍の管理データがいかに重要であるかを訴え、国際測量者連盟 (FIG)、国際連合の外部団体等、様々な非政府組織間の国際的な協力体制を可能とするネットワークの確立に関する研究、検討、対応を行った。

また、前項で報告の「STDM」の和訳文献を独立行政法人国際協力機構 (JICA) に提供したところ、JICA ではちょうど、ワシントン DC で世銀の土地会合が開かれ「貧困対策と土地の取組」が協議される時期であったため、本文献が共有されたことをきっかけに、JICA から詳細な情報提供の依頼を受け対応した。

## 3 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化

研究所の役員や研究員が定例研究会において積極的に研究発表を行ってきた「地籍問題研究会」について、更に連携を深めてきた。

また、広く関連学界（地籍学、地理学、測位学、情報工学等）と積極的に研究交流を深めてきた。

さらに、「日本地理学会」「測位航法学会」「司法書士総合研究所」「東京財団」「国絵図研究会」「Q B I C & S P A C」などが開催する大会等への積極的に参加し、土地家屋調査士の制度・業務の研究に活かすべく情報収集を行った。

#### 4 会長から付託された事項の研究

特段の付託事項はなかったものの、当初のテーマ選定の上で意識を図ってきた。

#### 5 前年度研究成果の利活用について

制度対策本部及び関係各所への研究協力及びこれまで蓄積された情報提供等のサポートを必要に応じ行ってきた。

### 九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

#### 1 第11回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士法第3条第3項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）について、平成27年度に第11回土地家屋調査士特別研修を実施したところ、土地家屋調査士法第3条第1項第7号及び第8号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、平成28年10月3日に181名が同法第3条第2項第2号の認定を受けた（受講者253名、認定率71.5%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計6,017名となり、全会員16,940名（平成28年4月1日現在）に対し、累計の受講率は47.5%、累計のADR認定土地家屋調査士の割合は35.5%となった（平成28年10月3日現在）。

#### 2 第12回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

##### (1) 実施計画及び受講者募集

実施計画（概要）及びカリキュラムについては、平成28年9月15日付け日調連発第155号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

また、受講者募集については、平成28年10月6日付け日調連発第186号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

## (2) 特別研修の実施

土地家屋調査士法施行規則第10条第1項の規定に基づき法務大臣への申請を行ったところ（平成28年12月9日付け日調連発第246号）、平成29年1月16日付けで第12回土地家屋調査士特別研修が法務大臣の指定を受け、各土地家屋調査士会に周知した（平成29年1月16日付け日調連発第271号）。

なお、全区分合計248名の受講者を対象として、平成29年2月3日から同年3月25日まで約2か月間にわたる同特別研修を実施した。

### <第12回実施概要>

基礎研修	平成29年2月3日（金）～5日（日）	（全国20会場）
グループ研修	平成29年2月6日（月）～3月9日（木）	（会場は任意）
集合研修・総合講義	平成29年3月10日（金）～12日（日）	（全国9会場）
考査	平成29年3月25日（土）	（全国8会場）

## (3) 特別研修の実施に係る助成

特別研修の実施に係る助成金について、平成29年2月1日に各ブロック協議会へ送金した（平成29年2月2日付け日調連研発第114号）。

## 3 第13回土地家屋調査士特別研修以降の計画

受講者数の減少に伴う第13回土地家屋調査士特別研修の実施方針等の変更について、第1回全国会長会議（平成28年10月12日、13日）において説明を行い、特別研修運営委員会を中心に協議を進めた結果、その実施方針（実施日程及び会場設置等の要件）について第5回理事会（平成29年2月23日、24日）において承認され、平成29年3月3日付け日調連発第312号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。また、第14回以降の実施方法、運営の在り方等についても併せて協議を進めた。